

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：国立国会図書館

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.6%
全職員	77.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.3%
本省課室長相当職	97.7%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.3%
係長相当職	94.6%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	86.1%
26～30年	92.2%
21～25年	88.5%
16～20年	80.0%
11～15年	91.6%
6～10年	92.2%
1～5年	79.4%

#### 【説明欄】

- ・職員数について、一か月の勤務日数を常勤職員の一か月の所定勤務日数で除することにより換算した職員数を使用した。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給するケースが多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は75.4%である。
- ・男性のほうが超過勤務時間が長く、その差による一人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は72.4%である。
- ・勤続年数1～5年及び16～20年には、指定職以上の中途採用の男性が含まれる。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（-）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。